# みんなで取り組む建設業の保険加入

いよいよ新たな取り組みがスタートします

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室

# 1. はじめに

わが国の建設投資額は、ピーク時(平成4年度)から平成23年度までの間に約50%も減少しましたが、大規模工事の元請けとなる特定建設業者は逆に14%増加しており、元請け間の受注競争が激化しています。これに伴って、単価引下げ圧力が強まり、ダンピング受注が増加しています。そして、雇用、医療、年金保険(以下「社会保険等」という)に関わる法定福利費を削ってのダンピングが行われた結果、建設産業においては、社会保険等の未加入企業が多く存在しています。

また,24歳以下の若年入職者が平成4年度の約25万人から平成21年度の約5万人へと急減する一方,55歳以上の就業者の割合が平成23年度で約33%となるなど著しい高齢化が進行しており,熟練工から若手への技能承継が困難となる結果,産業としての持続すらも困難となる懸念が高まっています。

保険未加入企業は,法定福利費という必要経費を負担しておらず,その分のコストがかからない結果,法律上の加入義務を果たしていないにもかかわらず競争上有利となっているため,加入を徹底させ,建設市場において健全な競争環境を構築することが急務です。また,未加入企業の存在に

より労働者にとって最低限の福利すら確保されず,技能労働者の処遇低下を招き,これが若年入職者の減少の一因となっていることから,加入を徹底させ,就労環境を改善させることにより,建設業の持続的発展に必要な人材確保を図ることが必要です。

このような問題意識のもと,平成23年6月には 建設産業戦略会議が「建設産業の再生と発展のための方策2011」により未加入対策の必要性を提言 するとともに,平成24年2月には「社会保険未加 入対策の具体化に関する検討会」が具体的な取り 組み方策をとりまとめ(図 1),さらに,平成 24年7月には建設産業戦略会議が「建設産業の再 生と発展のための方策2012」により未加入対策の さらなる徹底に取り組むよう提言しました。

今後,未加入対策のため総合的な対策を推進することにより,実施後5年を目途に,企業単位では許可業者の加入率100%,労働者単位では製造業相当の加入状況を目指しており,技能労働者の処遇の向上を通じた建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保,法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を図っていくことになります。

本稿では、保険未加入問題を巡る現状と今後の 取り組み方策の全体像について概説します。な お、未加入対策のための諸方策のうち、行政庁に よるチェック・指導、および元請けによる下請け

総合的対策の推進

○ 特に年金,医療,雇用保険に未加入の企業が存在 【企業別】3保険ともに加入している割合84%

【労働者別】元請け78%, 1次55%, 2次44%, 3次下請け以下44%

- 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、 産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利とい う不公正な競争環境

- ①行政, 建設業団体、関係団体による推進協議会の設置 (全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置) ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等さまざまな主体による周知・

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認 ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入 企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
- ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請け 企業の下請け企業指導状況を確認・指導。
- ③経営事項審査の厳格化
- 経営事項審査における保険区分の明確化,減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

- ○元請け企業による下請け指導 ・施工体制台帳,再下請け通知書,作業員名簿等により,下請け企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。 ○元請け企業・下請け企業による重層下請け構造の是正に向けた取り組み・元請け企業の指導下、下請け企業(特に1次下請け企業)による重層下請けの抑制に向けた啓発・指導。 ・下請け企業における適正な受注先企業の選定,未加入企業との請
- ・下雨() 近条(よの() る物には受注元近条の域上、ポ加入近条と 負契約締結の抑止。 ○建設企業(特に下請け企業)における取り組み ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。 ・雇用関係にある者の保険加入物底。 ・業界における見積もり時の法定福利費の明示等。

①発注者への要請・周知、元請け企業への指導 ②業界における見積もり時の法定福利費の明示 ③ダンピング対策 ④重層下請け構造の是正

①就労履歴を管理する仕組の普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究 ※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

#### <u>実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す</u>。

- 技能労働者の処遇の向上,建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
  - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

出所:社会保険未加入対策の具体化に関する検討会(平成24年2月23日)資料

#### 1 社会保険等未加入対策のさらなる徹底

指導のガイドラインについては、本特集の別稿に ついても参照してください。

# 2. 未加入対策の対象となる 保険と加入状況

# (1) 加入すべき保険

未加入対策の対象となる保険は,雇用保険,医 療保険(健康保険,国民健康保険),年金保険

#### 1 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

事業所の 常用労働者 形態 の数 就労形態		労働保険		社会保険		***	
		就労形態 雇用保険		労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	事業主負担計 (賃金等に対する比率)
	1人~	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請けー括加入 (下請けの事業主負担なし)	協会けんぽ, 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
法 人 約 40万社	_	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48~88円)	元請けー括加入 (下請けの事業主負担なし)	国民健康保険または協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	〇日雇労働保険の負担 1.150%+日額48~88円
	-	役員等	-	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ。 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	〇2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事 業主 約10万者	5人~	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請け一括加入 (下請けの事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	O3保険の負担 14.804%
	1~4人	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請け一括加入 (下請けの事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	〇雇用保険の負担 1.150%
	_	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48~88円)	元請けー括加入 (下請けの事業主負担なし)	国民健康保険または協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48~88円
	-	事業主, 一人親方	_	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

- ※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。 (一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務付けなし)
- ※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む)を例として記載。
- ※3 「厘生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厘生年金基金加入員を除く)。
  - :事業主負担がある部分(元請け一括加入を含む)
- :事業主負担がない部分

(厚生年金保険,国民年金保険)の3保険です。

加入すべき保険の種類は,事業所の形態や常用 労働者の数などによって異なります(表 1)。

雇用保険については,1人でも労働者を雇用すれば,原則,加入義務が生じます。

医療保険については,常時5人以上の従業員を使用している個人事業主の場合および常時(1人でも)従業員を使用している法人の場合は,全国健康保険協会が運営する健康保険(通称;協会けんぽ)または健康保険組合が運営する健康保険に加入するのが原則であり(健康保険被保険者適用除外承認を受けている場合はいわゆる建設国保の加入で可),これらの事業所に当てはまらない場合は,就業者自身が国民健康保険に加入することが必要です。

年金保険については,医療保険と取り扱いが類似しており,常時5人以上の従業員を使用している個人事業主の場合および常時(1人でも)従業員を使用している法人の場合は厚生年金保険に加入し,これらの事業所に当てはまらない場合は,就業者自身が国民年金保険に加入しなければなりません。

#### (2) 3保険への加入状況

平成23年度の公共事業労務費調査により、これら3保険への加入状況を見ると、表 2,3のとおりとなっています。

表 2 社会保険への加入割合

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	3 保険
企業別	94%	86%	86%	84%
労働者別	75%	60%	58%	57%

(注) 調査企業数:約25,000社 調査労働者数:約116,000者

また,加入状況は一様ではなく,元請けよりも 孫請け以降の高次下請けが,大企業よりも小規模 企業が,地方部よりも都市部が,それぞれ低い加 入率となっています。

# 3. 保険未加入の要因と取り組みの方向性

## (1) 保険未加入の主な要因

建設産業において、保険未加入が広く存在しているのはなぜでしょうか。さまざまな要因が考えられますが、主な要因は次のとおりです(詳細は図 2のとおり。

表 3 社会保険の属性別の加入状況

企業別の加入状況

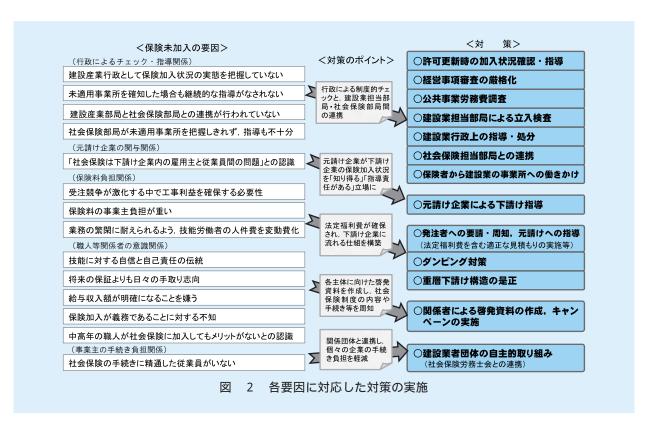
	加入率が高い	加入率が低い
元請け,下請け次数別	元請け(96%)	高次下請け(3次:66%)
事業所規模別	規模大 ( 500 ~ 999人: 96% )	規模小(1~4人:56%)
県別	地方部(島根97%,鳥取95%)	都市部(東京66%,千葉59%)
職種別(主なもの)	軽作業員(91%),電工(92%),運転手(92%),土木一般世話役(90%)	鉄筋工 (59%), とび工 (71%), 型わく工 (71%)

(注)()内は3保険とも加入している割合

労働者別の加入状況

	加入率が高い	加入率が低い		
元請け,下請け次数別	元請け(78%)	高次下請け(3次:44%)		
事業所規模別	10~29人(61%)	1~4人(35%),300~499人(37%)		
県別	地方部(石川82%,鳥取82%)	都市部 (東京27%,千葉32%)		
職種別(主なもの)	電工 (89%), 運転手特殊 (78%), 土木一般世 話役 (84%)	鉄筋工 (34%), とび工 (38%), 型わく工 (33%), 交通誘導員B (18%)		
給与形態別	月給制(約94%)	日給制(日給月給制含む)(44%)		
年齢	30~59歳(60~65%)	24歳以下,60歳以上(約50%)		
経験年数別	10~39年(60~65%)	4年以下,45年以上(30~40%)		
職階別	職長 (73%)	指導者以外(53%)		

(注)()内は3保険とも加入している割合



- ・建設産業行政として,保険加入の実態すら把握 しないなど,未加入の状態を問題視してこなかった。
- ・元請け業者においては,未加入は下請け企業の 問題と認識されるとともに,法定福利費の確保 よりも当面の受注や利益確保に迫られてきた。
- ・下請け業者においては,当面の利益確保に迫られる一方,法定福利費(保険料の事業主分)の 負担が重く,さらに,技能労働者の日々の手取 り志向も強かった。

# (2) 取り組みの方向性

(1)のように、保険未加入の要因は、行政、元請け、下請けさらには労働者のそれぞれに存在していることから、未加入対策を進めるには、まず、関係者が一体となって総合的に取り組むことが必要です。未加入対策の気運を高める意味もあって、関係者が一体となった推進体制「保険未加入対策推進協議会」が設置されました。

この一体的推進体制のもと,行政においては, 建設業者に対する制度的なチェックや,建設業担 当部局・社会保険部局間が連携した取り組みを実 施するとともに,公共発注者においては,ダンピ ング対策の徹底を図っていきます。

また,元請け企業については,下請けの保険加入状況を「知り得る」「指導責任がある」立場であることを明確化し,その指導により保険加入を徹底していきます。下請け企業については,雇用する労働者への周知・啓発,事務負担の軽減を図りつつ,保険加入を徹底していきます。

そして,保険加入の原資となる法定福利費が加入義務のある下請け企業等において適切に確保されるようにするための対策についても並行して講じていきます。

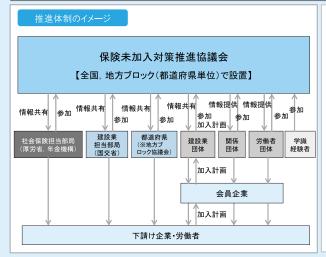
## 4. 総合的な対策の推進

# (1) 行政・元請け・下請け一体となった保険加入の推進体制の構築

保険未加入対策を着実に推進するためには,行政・元請け・下請けが一体となって継続的に取り組みを実施することが必要となることから,母体となる推進体制として,関係者(73団体)で構成する「保険未加入対策推進協議会」を,全国と地方ブロック単位で設置しています(図 3)。

#### 実施方領

- 取り組みを着実に推進するため、社会保険未加入対策を行政・元請け・下請けが一体となって継続的に実施する「保険 未加入対策推進協議会」を設立
- 各団体の取り組みを共有し、継続的にフォローを行う
- 効果的な取り組みを共有、周知啓発の取り組み方針等を議論



#### 保険未加入対策推進協議会の概要

#### 【構成】

- ・建設業担当部局(国交省, 地方は都道府県も参加)
- ・社会保険担当部局(厚労省,日本年金機構)
- ・建設業団体, 関係団体, 労働者団体
- 学識経験者

#### 【協議会が行う主な取り組み】

- ・参加団体等を通じた建設企業および労働者に対する 周知・啓発の推進
- 参加団体ごとの社会保険加入状況の定期的把握
- ・各参加団体による取り組みのとりまとめと定期的フォローアップ
- ・加入促進に向けた効果的な取り組みの共有
- 構成員間の意見交換

#### 【ワーキンググループの設置】

- 全国協議会のもとにワーキンググループを設置
- 構成員は、行政担当者、建設業団体
- ・関係者による意見交換・認識共有を行うとともに、全国 協議会の運営に必要な事項を話し合う

図 3 保険未加入対策推進協議会について

○ 各建設業団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握するとともに、それぞれの立場から主体的な取り組みを計画的に進めるため、これから「社会保険加入促進計画」を策定することとしています。

#### 概 要

- 傘下の建設企業の社会保険加入を計画的に進める ため、全国協議会構成団体はそれぞれ、社会保険加入 促進計画を策定する。
- 策定した社会保険加入促進計画は,全国協議会等に おいて情報共有し,他団体の取り組みの参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- O 計画期間は5年間とし、毎年のフォローアップ結果を 見ながら、必要に応じ改定を行う。
- 初年度(平成24年度)については,第2回協議会(10 月を予定)までに「社会保険加入促進計画」を登録する。
- 〇 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。
- ※全国推進協議会の参加団体に対し、計画策定の参考とするため、平成24年4月に「社会保険加入促進計画の枠組み(案)」を提示済み

#### 記載内容

※「社会保険促進計画の枠組み(案)」の概要

- 1. 団体の基本的事項
- 〇団体名, 代表者名, 所在地, 会員数, 主な業種等を記載する。
- 2. 基本的な方針
- ○団体としての取り組み方針を明らかにする。
- 3. 保険加入の状況
- ○当該団体の把握している会員企業および下請け企業の保険加入の現況を具体的に示す。
- 〇具体的な把握方法, 現況の分析についても明らかにする。
- 4. 取り組みの内容
- ○保険加入に向けて団体として自主的に取り組む具体的な対策を 示す。
- ○例えば以下のような観点からの取り組みが考えられる。
- 1)事業者への周知・保険加入の徹底
- 2)工事現場での確認・指導 3)法定福利費の確保
- 4) 重層下請構造の是正
- 5)一人親方対策
- 6)就労履歴管理対応
- 7)優良企業認定制度の取り組み
- 8)保険関係事務手続きの支援
- 9)未加入者の排除

#### 図 4 社会保険加入促進計画

この協議会に構成員として参加する各建設業者 団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握す るとともに、主体的な取り組みを計画的に進める ため、「社会保険等加入促進計画」を策定し、平 成24年10月までに公表することになります(図 4)。また、多様な手段による周知・啓発を行 い、建設企業、技能労働者など関係者の理解を深 め、保険加入に向けた機運を醸成していきます。

#### (2) 行政による制度的チェック・指導

建設業の許可・更新の申請時に提出すべき添付書類に、保険加入状況を記載した書面が追加されました(平成24年5月改正、同年11月施行)。未加入企業には加入指導が行われ、加入した旨の報告をしなければなりません。それでもなお未加入の場合は厚生労働省の保険担当部局に通報が行われ、加入指導や法令に基づく職権適用(強制加

入)が行われるほか,建設業許可部局においても 監督処分が行われることがあります。

経営事項審査(経審)の申請時にも,未加入企業に対しては,許可・更新時と同様,加入指導,通報,職権適用などが行われることになります(さらに,平成24年7月から,未加入企業に対する減点幅が大幅に拡大されました)。

許可行政庁は,事業所や現場への立入検査も行います。事業所への立入検査では,主として企業や労働者の加入状況の確認が行われ,また,現場への立入検査では,元請けから下請けへの指導状況等の確認が行われます。

一方,厚生労働省の保険担当部局では,建設業の許可担当部局からの通報を受け,加入指導を行うほか,法務省の法人登記情報を活用して未加入企業の事業所を洗い出し,悪質な未加入事業所については事業所名の公表を行うことになります(図 5)。

詳細は、「社会保険への加入指導が始まります」(16頁)を参照してください。

#### (3) 建設企業の取り組み

元請け企業には,建設労働者の雇用の改善等に 関する法律(昭和51年法律第33号)第6条第2項 の規定により,関係請負人に対し,雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関わる適正な管理に関し助言,指導その他の援助を行う努力義務があります。

一方,建設業法施行規則の改正等により,施工体制台帳,再下請負通知書,作業員名簿に保険加入状況を記載することとなり,保険加入状況を確認する仕組が整えられました(平成24年11月1日施行)。

これを受け、元請け企業および下請け企業の取り組みの指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が策定・通知されました(図 6 )。同ガイドラインでは、元請け企業の役割・責任として、現場における周知啓発、法定福利費の適正な確保のほか、協力会社組織を通じた加入状況の定期的把握と加入指導を行うこと、個々の工事を下請け発注する際の下請け企業選定時に加入状況の確認と加入指導を行うこと、二次以下の下請けについても再下請負通知書により加入状況の確認と加入指導を行うこと,作業員についても作業員名簿を活用して加入状況の確認と加入指導を行うことが求められています。そして、遅くとも平成29年度以降においては、社会保険等の全部または一部に適用除外ではなく未加入の建

○建設業担当部局の社会保険未加入対策と併せて、厚生労働省の社会保険担当部局においても周知・啓発等により保険加入を促進するとともに、建設担当部局からの通報を受け、指導・適用を推進します。

#### 概要

- 社会保険担当部局においては、健康保険・年金保険・労 働保険の周知・啓発を行っている。
- 建設業担当部局からの通報があった場合には、未加入 企業に対する加入勧奨を行い、社会保険等の加入に向け 必要な手続きを行う。

# スキーム (建設業担当部局) 地方整備局等 都道府県 の加入が見込まれな い企業に対する監督処分 (保険担当部局 の周知・啓発 の未手続事業所への 加入勧奨・強制加入手続き

#### 周知・啓発等の取り組み

- ○保険担当部局において、下記の取り組みを行っている。
- ・パンフレット・ポスター等の配布
- ・民間委託による加入勧奨(書面・電話・訪問), 年金機構職員・ 行政職員による加入指導
- ・保険適用事業場の公開(労働保険適用事業場検索)
- ・未加入企業を把握するため法務省の法人登記情報を活用する予定(健康保険 年金保険 労働保険)
- 悪質な未適用事業所等の事業所名の公表

#### 未手続事業所への指導・強制加入手続き

- ○建設業担当部局からの通報を受け、未手続き事業所 に対する指導を行う。
- ·年金事務所(医療, 年金), 労働局(労働保険)からの 電話勧奨·訪問勧奨等
- 〇指導をしてもなお未加入の場合, 強制的に加入手続き を行う。

図 5 社会保険担当部局の取り組み

- 保険加入の取り組みを下請け企業および現場作業員に浸透させるため、元請け企業(特定建設業者)は工事現場において周知啓発を行うとともに、平成24年11月より、再下請け通知書、作業員名簿等を活用して確認・指導を行います。
- 元請け企業は協力会等を通じて下請け企業の保険加入状況の把握に努め、加入を勧奨・指導します。

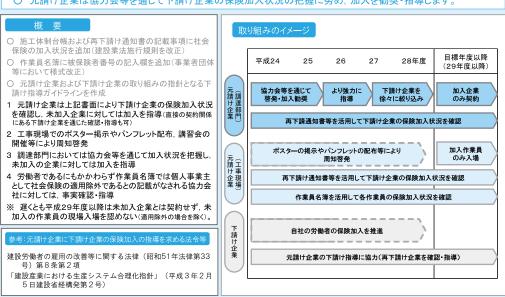


図 6 元請け企業による下請け企業への指導

設企業を下請け企業に選定しない取り扱いをすべき,適切な保険への加入が確認できない作業員についても,特段の理由がない限り現場入場を認めない取り扱いをすべきとされています。

詳細は,「社会保険への加入指導について「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」」(20頁)を参照してください。

## (4) 法定福利費の確保

受注競争が激化する中で,利益確保のために法 定福利費を適正に負担しない企業が存在している ことが社会保険等未加入問題の大きな要因です。 法定福利費は保険加入の原資であり,その確保は 保険加入の前提であることから,発注者から労務 を提供する下請まで適正に法定福利費が確保され る必要があります(図 7,8)

まず,実際に労務を提供して法定福利費を負担すべき専門工事業者において,必要な法定福利費の額を明らかにすることができるよう,各専門工事業団体ごとに,見積もり時に法定福利費を内訳明示するための標準見積書およびその作成手順書の検討が進んでいます。平成24年10月を目途に自主的に検討を進め,年度後半の試行実施を経て,

平成25年度からの本格運用が想定されています。 専門工事業者には,この標準見積書等を活用して,元請けに対し,必要な法定福利費を適切に含んだ額による下請け契約の締結を求めていくことが期待されています。

次に,請負契約のもっとも川上に当たる発注者 において法定福利費相当額が適切に確保されるよ う,国土交通省直轄工事の予定価格の積算方法を 適正化し,事業者が本来負担すべき法定福利費の 額が予定価格に適切に反映できるようにしまし た。また,民間発注者において法定福利費が適切 に確保されるよう、国土交通省から主な民間発注 者団体に対して通知しています。 具体的には,平 成23年8月29日の「発注者・受注者における建設 業法令遵守ガイドライン」により ,「発注者及び 受注者は見積時から法定福利費を必要経費として 適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含 まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合 には,発注者がこれらの保険への加入義務を定め た法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、 発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれが ある。」としており,また,平成24年7月23日の 「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策 ○ 法定福利費の確保は、社会保険加入の前提であることから、発注者から下請け企業まで適正に支払われるよう、関係者がそれぞれの立場から取り組みを行います。

#### 概 要

- 受注競争が激化する中で、利益確保のために、法定 福利費を適正に負担しない企業が存在。
- このため、法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底する。
- 〇 公共発注者におけるダンピング対策を進める。
- 個別の請負契約の当事者間において見積もり時から 適正に確保するよう元請け団体、元請け企業に徹底する。
- 専門工事業団体において、見積もり時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

#### 法定福利費の確保に向けた取り組み

- 民間発注者への要請・周知
- ・民間発注者(デベロッパー, ハウスメーカーなど)・団体に対し、下記の事項を周知徹底する。
  - ①建設業において社会保険未加入対策を推進していること ②法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」に明示してい
  - 。 ③ダンピングの防止や法定福利費の確保に配慮願いたいこと ・元請け団体から発注者団体に対して法定福利費の確保を働きかけ
- ・元請け団体から発注者団体に対して法定権利貸の確保を働きか・受注段階で元請けから発注者に対して法定福利費の確保を要請
- 〇 地方公共団体へのダンピング対策の要請
- ・国と同等以上の水準のダンピング対策の実施
- 予定価格等の事前公表の取りやめ
- 下請けからの見積もり時における法定福利費考慮の指導 ・元請け団体を通じ元請け企業に対し、下請け契約の見積もり時から法 定福利費を適正に考慮するよう指導
- ・建設業の見積もり等について定める「建設業法令遵守ガイドライン」への 位置付け
- 専門工事業界における見積もり時の法定福利費の明示 ・専門工事業団体において、業種ごとに見積もり時に法定福利費の内訳 を明示することとし、法定福利費内訳明示のための標準見積書を作成 ・専門工事業団体は、標準見積書を活用した法定福利費の内訳明示を会 員に周知・普及を図るとともに、元請け団体に対して、その活用を要請 ・元請け団体に対して、専門工事業団体に対し法定福利費内訳表示によ る見積もりを要請するとともに、法定福利費の確保を宣言するよう働きか

#### 図 7 法定福利費の確保

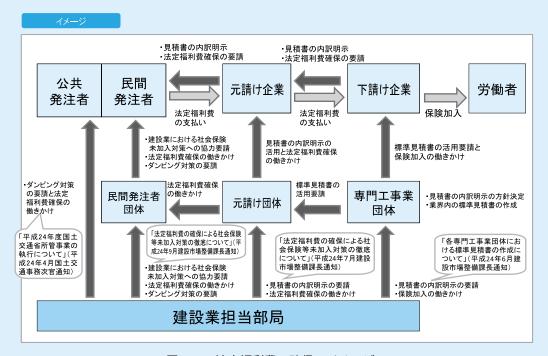


図 8 法定福利費の確保(イメージ)

の徹底について」により、「①公正な競争が成り 立つよう必要以上の低価格による発注をできる限 り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格によ る発注を行い、②発注する工事についての建設作 業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に 確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂 く」ことについて理解と協力を求めました。

そして,発注者と専門工事業者とを結ぶ総合工

事業団体に対しても、平成24年9月13日に「法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について」が発出されており、①法定福利費は競争上変動費として扱うべきではなく、見積もりから契約まで必要な労務費と合わせて適正な法定福利費を確保すること、②法定福利費を含む適正な金額による見積請負契約の締結を発注者に求めること、③見積もり時に法定福利費の内訳が明示さ

れた標準見積書が専門工事業者から提示された場合には、これを尊重して請負契約を締結すること、④必要な法定福利費を確保し、下請け企業の不安の解消に努めつつ、社会保険加入の指導等の徹底、将来的な未加入事業者の排除に向け取り組みを進めること、の4点が通知されました。

これらのほか,実効あるダンピング対策の徹底 により,下請けへのしわ寄せ防止,安全対策の徹 底等に努めていくこととしています。

#### (5) その他の取り組み

(1)~(4)の取り組みに加え,法定福利費の負担増を回避するために雇用している労働者の解雇・一人親方化が進むことのないよう,請負・雇用に関するルールの徹底を行うとともに,偽装請負の禁止の徹底を図るなどにより,重層下請け構造の是正にも取り組んでいくこととしています。

また、労働者単位での加入状況の確認を容易に行うことができるよう、IT技術を活用して加入状況その他の情報を蓄積する仕組についても検討していくこととなりました。平成24年9月から、国土交通省の「担い手確保・育成検討会」で検討が開始されています。

### 5. おわりに

保険未加入対策の取り組みは,平成23年6月の建設産業戦略会議による提言から約1年半を経て,いよいよ平成24年11月から本格的に始まることになります。関係者は,未加入対策の取り組みが,若年入職者の確保と健全な競争環境の構築のために行われるという目的を十分に認識し,また,講じられる諸施策を十分に理解した上で,平成29年度には許可業者の100%で加入という目標に向けて,一致団結して取り組んでいくことが必要です。そして,未加入者は,早期に加入することが必要です(図 9)。

なお,未加入対策の取り組みに関するお問い合わせ相談窓口が一般財団法人建設業振興基金に設置されました(http://www.kensetsu kikin.or.jp/hoken kanyu/)。この窓口を経由して,社会保険労務士の相談員による無料電話相談を受けられる仕組もありますので,ぜひともご活用ください。

